ならず準備をすることであり、この同盟をかれは依然として日本の対外進出主義的な目標を支えるために必要であると考えていた。かれはいろ〳〵な機会に、その真意を、共同謀議者の目的のすべてを明言した。なわち、日本は中国を攻撃すべきこと、日本はロシアを攻撃すべきこと、日本はドイツ及びイタリアと同盟すべきこと、日本は西洋諸国に対して断固たる行動をとるべきこと、日本は「新秩序」を建設すべきこと、日本はヨーロッパ戦争によって与えられた南方進出の機会をとらえるべきこと、日本はシンガポールを攻撃すべきこと、その他である。この宣誓は、かれが外務省の顧問であつた一九四〇年八月から一九四一年七月まで続けられた。

一九四一年四月に、かれは病気になり、その年の七月に、外務省顧問の職を辞した。その後は、いろ〳〵の出来事で重要な役割を演じなかつた。本裁判所は、訴因第一について白鳥を有罪と判定する。

かれが侵略戦争を遂行したと認定することを正当化するような地位を、かれは占めたことがない。本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

鈴木は軍人であつた。一九三二年に、陸軍中佐及び陸軍省局の職員として、かれは共同謀議の積極的な一員であつた。一九三二年五月における臨時大臣大養の暗殺の後、かれは、新しい内閣が政党の指導のもとに組織されたならば、同じような暴力行為が起るであろうといい、独立内閣を組織することに賛成した。かれの目的は、中国に対する共同謀議者の企てを支持すると思われる内閣を立てることであつた。

軍務局に勤務中、ソビエット連邦が日本の絶対の敵であると主張し、この国に対して侵略戦争を遂行するために当時行われていた準備に協力した。

ハサン湖におけるソビエット連邦に対する戦争の遂行に、鈴木が参加したという証拠はなく、ノモンハンにおけるソビエット連邦または蒙古人民共和国に対する戦争の遂行に、かれが参加したという証拠もない。

一九三七年十一月に、鈴木は陸軍少将になつた。かれは興亜院の組織者の一人であり、その政治及び行政部門の長であつた。この地位で、かれは日本によつて占領された中国の諸地域の開発利用を積極的に促進した。

軍部による日本の支配を完全にし、南方への進出を実行するために、第二次近衛内閣が組織されたときに、鈴木は軍任所大臣になり総力戦研究所の参与の一人になつた。星野の代りに、鈴木を近衛は企画院の総裁とした。一九四四年七月十九日に東條内閣が瓦解するまで、鈴木はこの地位に留まつた。

企画院総裁及び軍任所大臣として、鈴木は、実際上日本の政策をつくり出す機関であつた連絡会議に常例的に出席した。連絡会議は侵略戦争の開始と遂行を引き起した重要な会議の大部分に、鈴木は出席した。これらの会議で、かれは積極的に共同謀議を支持した。被告が残虐行為の犯行に直任があつたという証拠はない。

われ〳〵は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二で訴追されているように、鈴木を有罪と判定し、訴因第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五については、無罪と判定する。

東郷茂徳

被告東郷は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で起訴されている。

東郷に対して訴追されている犯罪とかれとのおもな関係は、一九四一年十月から、一九四二年九月にかれが辞職するまで、東條内閣の外務大臣として、その後再び、一九四五年の終末内閣の外務大臣としてである。かれが辞職してから再び任命されるまでの中間には、かれは公生活になんらの役割を演じなかつた。

かれの第一回の任命の日から、太平洋戦争の勃発まで、かれはその戦争の計画と準備に参加した。かれは閣議や会議に出席し、採用された一切の決定に同意した。

外務大臣として、戦争勃発直前の合衆国との交渉において、かれは指導的な役割を演じ、戦争を主張した者の計画に力を尽した。この交渉で用いられた策略については、すでに論じた。

太平洋戦争の勃発後、その指導について、また中国における戦争の遂行について、かれは他の閣僚と協力した。

日本は包囲され、経済的に首を絞められていたという、被告のすべてに共通な弁護については、すでに他の箇所で論じたが、それに加えて、東郷が特に主張したことは、合衆国との交渉を成立させるために、あらゆる努力を払うであろうという保証のもとに、東條内閣に加わつたということである。さらに、就任した日から陸軍に反対し、かれが交渉を成就するに必要な譲歩を陸軍からから得たとかれは述べている。しかし、交渉が失敗に終り、戦争が避けられなくなつたときに、かれは反対して辞職しようとはせず、むしろ、その戦争を支持した。それ以外のことをすることは単独であつたとかれはいつた。しかし、かれのその後の行動は、この抗弁をまつたく無効にするものである。一九四二年九月に、占領諸国の取扱いについて起つた閣内の紛争のために、かれは辞職した。われ〳〵は、かれの行動と誠意とを判断するにあたつて、一つの場合についても、他の場合についても、同じ考慮に従うつもりである。

訴因第三十六で主張されている侵略的行為のどれかに参加したという証拠はない。この訴因に関係のあるかれの唯一の役割は、満州と外蒙古との国境を確定したところの、ソビエット連邦と日本との戦後協定を調印したことであつた。

戦争犯罪

一九四二年に辞職するまで、東郷は戦争法規が遵守されることにつとめたように見える。かれは自分のところにきた抗議を調査のために回付し、敵側の場合には、改善の措置がとられた。かれが辞職したときには、日本軍によつて犯された残虐行為は、かれがそれを知つていたという証拠を許すほどに、知れ渡つてはいなかつた。

一九四五年の春、かれが再び外務大臣になつたときは、捕虜が虐待していたが、かれはそれを関係当局に回付した。本裁判所の意見では、戦争犯罪に関して、東郷が落度を負うたということについて、充分な証拠はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、東郷を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

東條英機

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

東條は一九三七年六月に関東軍参謀長となり、それ以後は、共同謀議者の活動のほとんどすべてにおいて、首謀者の一人として、かれらと結託していた。

かれはソビエット連邦に対する攻撃を計画し、準備した。ソビエット連邦に対して全てられた攻撃において、日本陸軍をその背後の不安から解放するために、中国に対してさらに攻撃を加えることをかれは勧めた。この攻撃のための基地として、満州を組織することをかれは助けた。それ以後、どの時期においても、もし任務が許されたならば、そのような攻撃を開始することを支持した。共同謀議の目的に対するかれの支持は、この時期から始まつている。この支持は、長年にわたつて、またかれのできる限りの手段によつて、かれが引続いて與えたものである。

一九三三年六月から一九三七年四月まで、かれはスエーデン駐在公使であつた。かれの手紙のあるものは、この当時のかれの見解を示している。かれの意見によれば、ロシアの勢力は、必要ならば武力によつて、またロシアが強くなつて攻撃ができなくなる前に、撃滅から除去しなければならないというのであつた。さらに、日本の利益に害があると思われるような外国の勢力は、中国から除かねばならぬということ、日本の外交官は、軍国主義者の政策を支持すべきであるということがかれの意見であつた。かれはみずから侵略戦争を衷心から可とする者であることを示した。

日本に帰つて、かれは日本が全体主義的政府をつくるべきこと、日本、ドイツ及びイタリアは対外進出政策をとるべきことを唱える論説を発表した。

日本、ドイツ及びイタリア間の同盟の交渉が開始されてから、一九三八年九月に、かれはローマ駐在大使に任命された。この交渉において、右の謀議団の一般的軍事同盟を固執した共同謀議者を支持して、かれは当時ベルリン駐在大使であつた被告大島と協力した。いつそう制限された性質だけを希望した外務大臣の訓令に従うことを、かれは拒絶することもであつた。かれと大島は、共同謀議者の希望が容れられなければ、辞職すると威嚇した。日本があまり長く時間を延ばして、ドイツがソビエット連邦と不可侵条約を結んだときに、日本の世論は一般にこれを防共協定の違反と見做したために、この交渉は行きつまつた。白鳥は日本に帰つて、宣伝を行つた。その宣伝の意図は、ドイツの行動の申訳を行い、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟をもつ

この裁判において、かれはこれらの攻撃が正当な自衛の措置であつたと主張し、厚かましくもその全てを弁護した。その抗弁については、われ〳〵はすでに充分に論じつくした。それはまつたく根拠のないものである。

訴因第三十六については、訴因第三十六で訴追されている一九三九年の戦争に対して、東條に責任を負わせるような公証を、かれが占めていたという証拠はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東條を有罪と判定する。訴因第三十六について、無罪と判定する。

戦争犯罪

東條は、戦争地域内における捕虜及び一般人抑留者の保護と、かれらに対する資金、食糧、医薬品及び医療設備の提供とを担当していた陸軍省の最高首脳者であつた。また、日本国内における一般人抑留者に対して、同じような責務を担当していた内務省の最高首脳者であつた。さらに何よりも、捕虜及び一般人抑留者の保護に対して、軍紀的責任を負つていた政府の最高首脳者であつた。

捕虜及び抑留者の野蛮な取扱いは、東條によくわかつていた。かれは、違反者を処罰し、将来同じような犯罪が犯されるのを防止する充分な手段をとらなかつた。パターン死の行進に対するかれの黙認は、これらの捕虜に対するかれの行為を明らかにするかぎを與えるものである。一九四二年には、かれはこの行進の状態についていくらか知つており、これらの状態の結果として、多数の捕虜が死亡したことを知つていた。この事件についてかれは報告を求めなかつた。一九四三年に、フイリピンにいたとき、かれはこの行進についても形式的な調査をしたが、なんの措置もとらなかつた。処罰された者は一人もなかつた。かれの證明では、現地の日本軍の指揮官は、與えられた任務の遂行について、東京から一々具体的な命令を受ける必要はないというので攻撃を開始するという意図を、かれは一再も捨てたことがなかつた。

一九三八年五月に、かれは陸軍次官になるために、現地から呼びもどされた。この職務のほかに、かれは多数の任務をもち、これによつて、戦争に対するすべての部面において、重要な役割を演じた。このときに、かれは中国との妥協による和平の提案に反対した。

一九四〇年七月に、かれは陸相大臣になつた。それ以後におけるかれの経歴の大部分は、日本の近隣諸国に対する侵略戦争を計画し、遂行するために、共同謀議者が相次いでとつた手段の歴史である。というのは、これらの計画を立てたり、これらの職務を行つたりするにあたつて、かれは首謀者の一人だつたからである。かれは巧みに、断固として、ばり強く、共同謀議の目的を明言し、促進した。

一九四一年七月に、かれは陸相大臣になり、一九四四年七月まで、その職に留まつていた。

陸軍大臣及び総理大臣として、中国傀儡政府を樹立し、日本のために中国の資源を開発し、中国に対する戦争の遂行を日本に確保するために、中国に日本軍を駐屯させるという政策を、かれは支持した。

一九四一年十二月七日の攻撃に先だつ交渉において、かれが断固としてとつた態度は、中国に対する侵略の成果を日本に保持させ、日本による東アジアと南方地域の支配を確立するのに役立つような条件を、日本は確保しなければならないというのであつた。かれの大きな勢力は、ことごとくこの政策の支持に注ぎこまれた。この政策を支持するために、戦争を行うという決定を成立させるにあたつて、かれが強く主張したことは、どのように大きく深刻になつても、大きすぎるということはない。日本の近隣諸国に対する軍閥政府を樹立し、日本の支那における軍閥が組織されたならば、その時期においても、もし任務が許されたならば、そのような攻撃を開始することを支持した。共同謀議の目的に対するかれの支持は、この時期から始まつている。この支持は、長年にわたつて、またかれのできる限りの手段によつて、かれが引続いて與えたものである。

一九三三年六月から一九三七年四月まで、かれはスエーデン駐在公使であつた。かれの手紙のあるものは、この当時のかれの見解を示している。かれの意見によれば、ロシアの勢力は、必要ならば武力によつて、またロシアが強くなつて攻撃ができなくなる前に、撃滅から除去しなければならないというのであつた。さらに、日本の利益に害があると思われるような外国の勢力は、中国から除かねばならぬということ、日本の外交官は、軍国主義者の政策を支持すべきであるということがかれの意見であつた。かれはみずから侵略戦争を衷心から可とする者であることを示した。

日本に帰つて、かれは日本が全体主義的政府をつくるべきこと、日本、ドイツ及びイタリアは対外進出政策をとるべきことを唱える論説を発表した。

日本、ドイツ及びイタリア間の同盟の交渉が開始されてから、一九三八年九月に、かれはローマ駐在大使に任命された。この交渉において、右の謀議団の一般的軍事同盟を固執した共同謀議者を支持して、かれは当時ベルリン駐在大使であつた被告大島と協力した。いつそう制限された性質だけを希望した外務大臣の訓令に従うことを、かれは拒絶することもであつた。かれと大島は、共同謀議者の希望が容れられなければ、辞職すると威嚇した。日本があまり長く時間を延ばして、ドイツがソビエット連邦と不可侵条約を結んだときに、日本の世論は一般にこれを防共協定の違反と見做したために、この交渉は行きつまつた。白鳥は日本に帰つて、宣伝を行つた。その宣伝の意図は、ドイツの行動の申訳を行い、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟をもつ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp